

# 第 1 回

掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会

## 会 議 録

掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会

1 会議の日時 平成 15 年 5 月 19 日(月)  
開 会 午後 2 時 00 分  
閉 会 午後 4 時 06 分

2 会議の場所 掛川グランドホテル 王冠の間

3 出席者及び欠席者の氏名 別紙 1 出席者名簿のとおり

4 議 題 別紙 2 次第のとおり

5 議 事 別紙 3 のとおり

6 会議録の確定

確 定 年 月 日 平成 15 年 6 月 24 日

議長の記名押印

掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会  
会 長 榛 村 純 一

## 出席者名簿

協議会					その他						
	役職	氏名	種別	出欠等		役職	氏名	職名	出欠等		
1	会長	榛村純一	掛川市長		31	監査委員	小関 榮	掛川市監査委員			
2	副会長	大倉重信	大東町長		32		大石鉄郎	大東町監査委員			
3		伊藤徳之	大須賀町長		33		太田隆久	大須賀町監査委員			
4	委員	小松正明	掛川市助役		34	幹事	太田原 浩	掛川市総務部長			
5		川口 功	大東町助役		35			松永正志	大東町企画課長		
6		水野幸雄	大須賀町助役		36			大石與志登	大須賀町総務課長		
7		戸塚正義	掛川市議会議長		37	事務局	松井 孝	事務局長			
8		樽松友則	掛川市議会副議長		38			栗田 博	事務局次長		
9		山本義雄	掛川市議会議員		39			高鳥康文	総務係長		
10		石山信博	掛川市議会議員		40			赤堀賢司	計画係長		
11		鳥井昌彦	大東町議会議長		41			深谷富彦	調整係長		
12		牧野勝彦	大東町議会副議長		42			富田 徹	総務係		
13		鈴木治弘	大東町議会議員		43			服部和敏	総務係		
14		水野 薫	大東町議会議員		44			広岡由起子	総務係		
15		半井 孝	大須賀町議会議長		45			宮崎裕和	計画係		
16		河井 清	大須賀町議会副議長		46			新貝和也	計画係		
17		内藤澄夫	大須賀町議会議員		47			石野敏也	調整係		
18		上野良治	大須賀町議会議員		48			深田康嗣	調整係		
19			原田新二郎	学識経験者							
20			田中鉄男	学識経験者							
21			滝沢恵子	学識経験者							
22			戸塚誠夫	学識経験者							
23		松本恵次	学識経験者								
24		水野淳子	学識経験者								
25		増田正子	学識経験者								
26		蒲原忠雄	学識経験者								
27		中井明男	学識経験者								
28		鈴木正彦	学識経験者								
29		菅沼信夫	学識経験者								
30		小櫻義明	学識経験者								

## 別紙 2

# 第 1 回 掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会次第

日時 平成 15 年 5 月 19 日 (月)  
午後 2 時から

場所 掛川グランドホテル 王冠の間

- 1 開 会
- 2 会長・副会長あいさつ
- 3 委嘱状交付
- 4 委員等の紹介
- 5 幹事及び事務局職員の紹介

## 6 議 事

### (1) 報告事項

#### [ 報告 ]

- 報告第 1 号 掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会設置までの経緯について
- 報告第 2 号 掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会規約の制定について
- 報告第 3 号 掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会幹事会規程の制定について
- 報告第 4 号 掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会専門部会設置規程の制定について
- 報告第 5 号 掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会事務局規程の制定について
- 報告第 6 号 掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会財務規程の制定について
- 報告第 7 号 平成15年度掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会事業計画について
- 報告第 8 号 平成15年度掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会予算について

### (2) 協議事項

#### [ 議案 ]

- 議案第 1 号 掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会会議運営規程の制定について
- 議案第 2 号 掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程の制定について
- 議案第 3 号 合併協議項目について
- 議案第 4 号 掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会新市建設計画策定小委員会設置規程の制定について

#### [ 提案 ]

- 協議第 1 号 合併の方式について

## 7 その他

- (1) 会議運営申合せ事項について
- (2) 住民意向調査の実施について
- (3) 次回の会議の開催について

日時：平成 15 年 6 月 16 日 (月) 午後 2 時

会場：掛川グランドホテル 王冠の間

## 8 閉 会

## 別紙 3

開 会 午後2時00分

栗田事務局次長 皆様、改めましてこんにちは。皆様には大変お忙しいところご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

定刻となりましたので、ただいまから掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会の第1回会議を開催いたします。

私は協議会事務局の栗田と申します。事務局として本日の司会を務めさせていただきます。よろしく願いいたします。

会議の開催に当たり、本日ご参集の皆様にお諮りしたい事項がございます。会議の傍聴に関することでございます。

任意合併協議会の会議運営規程の中の傍聴につきましては、後ほどご協議いただき、決めていただくことになっておりますが、既に1市2町の住民の皆様や報道関係の皆様が傍聴になっております。協議会の開催につきましては、会議は公開にしていこうという、基本的な姿勢で臨む考えで進めてまいりました。そこで、委員の皆様のご理解をいただきまして、ご討議の前ではございますが、会議の傍聴についてご理解をいただきたいと思います。皆様いかがでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

栗田事務局次長 ご異議なしということで、会議を進めてまいりたいと思います。

本日の会議につきましては、お手元に会議次第を配付いたしました。この会議次第によりまして進めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

会議次第の2番目の会長・副会長のあいさつでございます。その前に、皆様にご報告させていただきます。

去る4月1日に、掛川市長、大東町長及び大須賀町長にお集まりをいただきまして、協議会の規約に基づき、1市2町の長が協議により定める事項についてご協議をいただきました。協議により、会長に榛村掛川市長、副会長に大倉大東町長、同じく副会長に伊藤大須賀町長を選任いたしておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、会長であります榛村掛川市長よりごあいさつ申し上げます。よろしく願いします。

榛村純一会長 皆様こんにちは。

お忙しいところ、この1市2町の掛川・大東・大須賀の任意合併協議会にお集まりいただきまして、心より感謝申し上げます。また、この委員の大役をお引き受けいただきましたことにつきましても感謝申し上げます。

ご案内のとおり、市町村合併の時代の大波といえますか、時代の声が聞こえてまいりましたのは平成11年ごろからであります。それをいち早くキャッチしまして、まず私としては、天竜川から大井川の間、3市12町1村、中東遠というのが一つ協議の一番大きな基盤をつくっておく必要があるということで、平成11年1月14日に分権・行革広域調査会というのを発足しました。それ

がこのかいわいの合併を話し合う一番基礎の土壌になるものとして設立されたわけですが、その後総務省、財務省の協議等あり、17年3月までに合併した場合にはいろいろな特例債や交付税の特別措置があるというようなことになりまして、にわかに急激な合併の声が大きくなったわけがあります。

ご案内のとおり、日本の国は明治以後、明治22年に明治の大合併というのが行われまして、7万1,000あった町村が約1万5,000の市町村にまとめられました。これが明治の大合併であります。小笠郡も4町31村というような形になる形ができたわけがあります。

そして、昭和29年から35年にかけて、今度は昭和の大合併というのが行われまして、その当時1万1,000あった市町村が3,300にまとめられると、こういうことになりました。これが昭和の大合併であります。

そしてこのたび、だれが仕掛けた、時代が仕掛けたと言われる平成の大合併が起こりまして、これが3,218ある市町村が1,800になるか1,500になるかというような感じで、今大きな時代の流れが流れているわけがあります。

そういう中で、去年3月23日、小笠町の黒田町村会長が、この合併問題で東遠はどういうふうにするか、1市5町、小笠郡はどういう対応をするかということについて町村会長としてのガイドラインを出されまして、この今日お集まりの1市2町と、それから菊川、小笠、浜岡の菊川警察署管内、2つの任意協議会、調査研究会を発足して、2つですり合わせしながらしかるべき方向を見つけていこうという、俗称黒田裁定なるものが出されたわけがあります。

その後、紆余曲折ございました。浜岡町は独立していきたいと、こういうようなこともありましたり、この協議会においても、協議会の任意において、これを立ち上げるまでには、新しい町長に大倉大東町長さんがなられましたので、何とか小笠郡は割らないようにしたいという強い思い入れもおありになり、私たちもそれは賛成でしたので、今もって1市4町は割りたくない、一緒にやりたいと、こういう気持ちをもっておりますが、一方で行政的に1,830の調整的な項目があると、この調整を放ったらかしておいては合併の期限までに間に合わないとか、なかなか話が詰まっていけないと、こういうことでありますので、いろいろ協議してきた結果、今日の会によやくこぎつけたわけがあります。

したがいまして、この委員に選ばれた30人の方々は、首長が3首長、助役が3人、それから議会が、1市2町の議会で議長さん、副議長さん、合併関係の委員長さん、副委員長さんというような方で、いわば行財政のプロの人たちが18人。そして、商工会議所や農協さんやその他市民代表、団体代表で12人ということで、全部で30人で合併の問題を進め、それから県からお二人、本部と中遠県行政センター、それから、学識経験者の中の、またその中の学識経験者として静岡大学の小櫻先生。そういう30人の方にお引き受けいただいて、これから毎月1回、鋭意合併に向けて新都市ビジョンを描く、いろいろな調整をするということになったわけがあります。

私としましては、もう少し民間の方々、市民・住民の方々が多い方がいいかと思ったんですが、なかなかこれだけの会議室をしつらえ、それからマイク設定等をやるのが、話し合いの場とし

ては30人ぐらいがディスカッションする限度であろうと、こういうこともありまして30人になったわけですが、それぞれ市民代表、住民代表、団体代表で出られた方々には、個人としての参加というよりは団体会員と一緒に参加しているというお立場で、それぞれの機関にもここで行われた協議、次に行われる協議のテーマについて、十分出身母体の方々と相談した上で、あるいは意見交換した上で臨んでいただけたら幸いであると、このように考えております。

そして会が進むごとに、1市2町がまとまった場合に、これだけすばらしい町ができる、これだけ懸案事項が解決できる、そして、これだけ行財政の合理化、行政改革が進む、そしていい都市ができるという自信のある案にまとめていくように、皆様方の英知を結集することをお願いする次第であります。

1市2町を合計しますと11万5,000人という人口は必ずしも多いとは言えないと思います。しかし、海と山、そして真ん中に日本のベルト地帯が通っていること。そして、南に海、北に山と、両方すぐれた海の幸、山の幸と街道の幸、これを合計すれば、工業出荷額も1兆2,000億円ということで、これは全国的に見て30位に入るような金額であります。

そういうようなことであり、かつ自然に恵まれ、いろいろな決算も13年度ベースで420億円という決算ベースの数字になります。ですから、非常に力のあるいい都市ができることは自信を持って言えると思います。

そういうことで、皆様方と英知を結集して住民・市民の期待に応え、そして健康、医療、福祉、高齢化、少子化、環境問題、教育文化、道路河川、安全問題、防災対策、そういうことについて万全を期す新都市をつくるべく、あと2年わずかでありますけれども、皆さんと一緒に頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくご審議、ご協力、それから30人の委員の方々の意思疎通を十分図っていただくようお願い申し上げたいと思っております。

また、傍聴の方々やプレスの方々も大変ご苦労さまでございますが、ここでお聞き取りいただいたことを大いにPRしていただいて、この会が本当に活性化した会であるということになるようお願い申し上げます、会長としてのあいさつに代えさせていただきます。

本日は、大変ありがとうございました。

栗田事務局次長 ありがとうございました。続きまして、両副会長からごあいさつをいただきたいと思っております。

まず、副会長の倉大東町長よりごあいさつを申し上げます。

倉重信副会長 どうも皆さん、ご苦労さまでございます。

ただいまご紹介いただきました大東町長の倉大東町長でございます。今日は、非常に足元の悪い中でございますけれども、傍聴者を含めて非常に大勢の皆様方にご出席をいただきまして、大変ありがたく、感謝を申し上げる次第でございます。

ここまでに至る経過は、今、榛村会長さんがおっしゃられたとおりでございます、私ども若干の期間でございましたけれども、ご相談をしながらこうした経過をたどって、今日にたどり着いてきております。

今日は非常に素晴らしい会場でございますし、またたくさんの傍聴者もおられます中で、実のある会議にできればなというふうに思っているところでございます。

私は今、榛村会長からお話ございましたように、昨年6月に町長に就任いたしましたし、ちょうど1年が経過したところでございます。私は、町長選当時から、あるいはそれ以後も、できることなら人口的には15万から20万人ぐらいの規模の枠組みを望んできたわけでございますけれども、それぞれの思いの中で今日を迎えたわけでございますし、このことにつきましては厳粛に受けとめてまいりたいというふうに考えております。

また、会長からお話ございましたように、合併特例法の失効期限、平成17年3月といたしますと、あと23カ月。そうして、平成17年1月末に新市の誕生を目指しますと、21カ月を切る、残り少ない期間になってきたわけでございます。

協議会の審議の中では、昭和40年代の後半からの人の動きの増大や時代の方向性、成熟社会をしっかりと念頭に置いていただきながら、どこよりもまず、安全で安心で暮らせるまちづくり、そして公平で公正であるまちづくり、そして、この地域の特性を生かした、榛村会長からお話ございましたように、そうした素晴らしい、しかも南北の交流ができる、活力ある地域をこれからつくりあげていきたい、こんなふうに考えているところでございます。

第1回の会議でございますけれども、今日はいろいろな仕組み等のお話があるかもしれませんがけれども、回を重ねながらお互いのご意見をいただいて、ほかに負けない、素晴らしい地域を是非とも構築してまいりたいと考えております。

よろしくご協力のほどお願いいたしますし、冒頭のあいさつに代えさせていただきます。ありがとうございました。

栗田事務局次長     ありがとうございました。

続きまして、副会長の伊藤大須賀町長よりごあいさつを申し上げます。

伊藤徳之副会長     改めましてこんにちは。

本日は、皆様方には大変お忙しい中、第1回任意合併協議会にご出席をいただきまして、ありがとうございました。また、先ほど会長からお話ございましたように、皆様方にはこの委員をご快諾いただきまして、また厚く御礼申し上げる次第でございます。

る経過のお話ございましたように、今日の第1回の協議会を迎えるまで、皆様方本当に、関係の皆さんの大変なご熱意の中で本日を迎えることができましたことを本当にうれしく思う次第でございます。これからの合併、きっと全国でこういうような展開がされておりますので、よい合併をしたかというようなことがこれからの話題になってくるのではないかというふうに考えております。

どうぞ、きょうの第1回を皮切りに、皆様方にこの地域の将来の発展を考えていただきまして、この地域が自信を持って後世に渡していけるような、そして住民の皆さんの生活やサービスがさらに向上していきますことを心から念じているものでございます。

今後ともどうぞよろしくお願い申し上げますし、ごあいさつに代えさせていただきます。あり

がとうございました。

栗田事務局次長　　ありがとうございました。

では引き続きまして、会議次第の3番目の任意合併協議会委員及び監査委員の委嘱状交付に移らせていただきます。

本来でございましたら、委員の委嘱につきましては、委員お一人お一人に委嘱状をお渡ししなければならぬところでございますけれども、時間の都合もありますので、協議会委員を代表いたしまして、掛川市の原田新二郎様、監査委員を代表いたしまして、大東町の大石鉄郎様のお二人に委嘱状の交付をさせていただきます。

なお、他の皆様の委嘱状につきましては、皆様の机の上に置かせていただいておりますので、ご了解をいただきたいと存じます。

それでは、原田様、大石様、恐れ入りますが、前の方にお進みをいただきたいと思っております。

榛村純一会長　　委嘱状、原田新二郎様

掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会委員を委嘱します。

任期、平成15年5月19日から掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会廃止の日まで。

平成15年5月19日

掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会会長　榛村純一

お願いいたします。

委嘱状、大石鉄郎様

掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会監査委員を委嘱します。

任期、平成15年5月19日から掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会廃止の日まで。

平成15年5月19日

掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会会長　榛村純一

お願いいたします。

栗田事務局次長　　それでは、原田様、大石様、お席の方にお戻りください。

次に、会議次第4番目の委員等の紹介に移らせていただきます。

本日は第1回の会議でございますので、委員の皆様には簡単に自己紹介をお願いしたいと存じます。会議資料の1ページに委員等の名簿を掲げてあります。それから、先ほどお渡しをした席次表もあわせてご覧いただきたいと思っております。

委員の皆様には、氏名、市町村名、役職等の自己紹介をお願いしたいと思っております。

なお、正副会長にはごあいさつをしていただきましたので、掛川市の戸塚正義委員さんから時計回りをお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

戸塚正義委員　　掛川市議会より選出をいただきました委員の戸塚正義でございます。議会の中では、現在、議長を務めさせていただいております。どうぞよろしくお願いをいたします。

樽松友則委員　　掛川市議会の方から選出をされました樽松と申します。現在、副議長を仰せつかっております。以上であります。

山本義雄委員 掛川市議会から選出されました山本義雄でございます。よろしくお願いいたします。

石山信博委員 掛川市議会から選出をされました石山信博でございます。今、山本さんから話  
がございましたけれども、前正副という形で選出をされました。よろしくお願いいたします。

鳥井昌彦委員 大東町議会議長の鳥井でございます。議会より推薦されました。皆さん方、よい  
まちづくりを目指して、一生懸命頑張りたいと思います。よろしくお願いいたします。

牧野勝彦委員 大東町議会より選出されました牧野勝彦といたします。議会では今、副議長を仰せ  
つかっております。よろしくお願いいたします。

鈴木治弘委員 大東町議会から選出をいただきました鈴木治弘といたします。町では第2常任委員  
長を担当いたしております。よろしくお願いいたします。

水野 薫委員 大東町議会から選出されました水野薫でございます。議会の方では議会運営委員  
長でございます。

なお、ちなみに私は大東の南の東の浜岡境に住んでおります。よろしくお願いいたします。

半井 孝委員 大須賀町議会から選出されました半井孝と申します。今、大須賀町議会の議長を  
しております。よろしくお願いいたします。

河井 清委員 大須賀町議会の副議長を務めさせていただいております河井と申します。どうぞ  
よろしくお願いいたします。

内藤澄夫委員 大須賀町議会から選出をされております内藤と申します。現在、監査委員を仰せ  
つかっております。よろしくお願いいたします。

上野良治委員 大須賀町議会から選出されました上野良治です。議会の方では第1委員長と、ま  
た合併の特別委員会の副委員長を仰せつかっております。よろしくお願いいたします。

滝沢恵子委員 掛川市委員の滝沢恵子と申します。社会教育委員をしております。よろしくお願  
いいたします。

田中鉄男委員 掛川市農協の田中といたします。民間からの推薦ということでもありますけれども、  
とんでもない席へ座ってしまったなというのが実感です。何分にも勉強させていただいて頑張り  
たいと思います。よろしくお願いいたします。

原田新二郎委員 掛川商工会議所の会頭職にあります原田新二郎でございます。どうぞよろしく  
お願いいたします。

水野淳子委員 大東町の水野淳子といたします。大東町女性政策推進委員長をやらせていただい  
ております。女性の立場で考えていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

松本恵次委員 大東町の松本恵次と申します。教育委員をさせていただいております。よろしく  
お願いいたします。

戸塚誠夫委員 大東町の戸塚誠夫と申します。大東町の商工会長を務めさせていただいております。  
よろしくお願いいたします。

中井明男委員 大須賀町の中井明男といたします。大須賀社会福祉事業会の理事をいたしてありま  
す。どうぞよろしくお願いいたします。

蒲原忠雄委員 大須賀町の蒲原忠雄と申します。大須賀町商工会長を務めさせていただいております。よろしくお願いいたします。

増田正子委員 大須賀町の増田正子でございます。自治連合会長をさせていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

菅沼信夫委員 静岡県中遠県行政センター所長の菅沼でございます。よろしくお願いいたします。

鈴木正彦委員 静岡県総務部参事の鈴木正彦でございます。よろしくどうぞお願い申し上げます。

小櫻義明委員 静岡大学人文学部の小櫻と申します。地域政策論を専門にしています。よろしくお願いいたします。

水野幸雄委員 大須賀町助役の水野幸雄と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

川口・委員 大東町助役の川口功と申します。この任意協議会の中では、2名の助役さんともども幹事をやらさせていただきます。よろしくお願いいたします。

小関 榮監査委員 掛川市の小関榮でございます。現在、掛川市の代表監査委員を務めております。よろしくお願いいたします。

大石鉄郎監査委員 大東町の大石鉄郎でございます。現在、大東町の代表監査委員を務めております。よろしくお願いいたします。

太田隆久監査委員 大須賀町の太田隆久でございます。ただいま、大須賀町の代表監査委員を務めさせていただいております。よろしくお願いいたします。

栗田事務局次長 ありがとうございます。

なお、掛川市助役の小松正明委員さんにおきましては、所用により出席ができておりますことをご報告いたします。

委員の皆様におかれましては、大変長い期間となっておりますけれども、よろしくお願いいたします申し上げます。

続きまして、会議次第の5番目の幹事及び事務局職員の紹介に移ります。資料の2ページに掲げてありますので、よろしくお願いいたします。

最初に幹事会の幹事の紹介をいたします。大東町、大須賀町の助役様につきましては自己紹介をしていただきましたので、1市2町の合併担当部課長であります幹事の皆様を紹介いたします。

最初に、掛川市総務部長の太田原浩様です。

太田原掛川市総務部長 太田原です。

栗田事務局次長 続きまして、大東町企画課長の松永正志様です。

松永大東町企画課長 大東町の企画課長の松永です。よろしくお願いいたします。

栗田事務局次長 続きまして、大須賀町総務課長の太田與志登様です。

大石大須賀町総務課長 大石です。よろしくお願いいたします。

栗田事務局次長 なお、幹事会の幹事長及び副幹事長につきましては、去る4月1日、協議により幹事長は掛川市の小松助役様、副幹事長は大須賀町の水野助役様が選任されましたので、報告をいたします。

続きまして、事務局職員の紹介に移ります。席次順に、私の隣から紹介をいたします。よろしくお願いをします。

( 席順により事務局職員の紹介 )

栗田事務局次長　事務局といたしましては、以上の職員で運営をさせていただきますので、今後ともよろしくお願いを申し上げます。

それでは、これより会議次第の6番目の議事に入らせていただきます。その前に、会議の開催につきましては、規約第10条第1項の規定によりまして、委員の3分の2以上の出席が必要となっております。本日、会長を除きまして、委員29名中28名の出席をいただいておりますので、定足数を超過していることをご報告申し上げます。

また、会議の議長につきましては、規約第10条第2項の規定に基づきまして、会長が務めることとなっておりますので、ここで会長に会議の進行をお願いしたいと思います。

なお、会議録の関係で、ご意見、ご質問の際には、誠にお手数ですが、挙手をしていただき、発言の際にはお名前をお願いしたいと思います。

それでは、榛村会長、よろしくお願いをいたします。

榛村純一会長　それでは、規約の定めるところに基づきまして、暫時議長を務めさせていただきますので、会議の進行にご協力をお願い申し上げます。

早速ですが、これより本日の議事に入ります。まず、報告事項は、報告第1号から報告第8号まででございます。報告第1号「掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会設置までの経緯について」から、報告第8号「平成15年度掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会予算について」の8件について、一括ご説明申し上げます。

事務局、説明してください。

松井事務局長　それでは、私の方から報告第1号から報告第8号までを一括してご説明申し上げます。配付いたしました資料の4ページをお開きいただきたいと思います。

最初は、報告第1号「掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会設置までの経緯について」をご説明申し上げます。

5ページをお開きいただきたいと思います。

掛川市・大東町・大須賀町の1市2町では、昨年4月8日に1市2町合併調査研究本部を設置いたしました。この合併調査研究本部では、今年の3月までに合わせて6回の本部会議を開催いたしまして、合併協議会を設置するための枠組み協議を初めといたしまして、事前の合併基礎調査などを実施してまいりました。

また、9月9日を皮切りに、1市2町の正副議長並びに合併特別委員会正副委員長、それと合併調査研究本部との合同による合併問題検討会議をこの3月までに5回ほど開催し、議会と一体となって近隣市町とのより広域的な枠組みを踏まえながら、合併協議会の早期設立に向けて協議を進めてきたところでございます。

そのような中で、本年3月5日に開催されました合併問題検討会議におきまして、任意合併協

議会を本年4月1日に立ち上げることが確認をされました。これを受けまして、3月28日には、資料の6ページの協議書にありますように、1市2町の首長によりまして任意合併協議会の規約制定について締結を行ったところでございます。

さらに、規約に基づきまして、1市2町の首長が定める事項につきまして協議を行い、資料の7ページ、8ページの協議書に示すとおり、第1条におきましては、会長は榛村純一掛川市長とすること。それから第2条におきましては、副会長は大倉重信大東町長及び伊藤徳之大須賀町長とすること。

第3条におきましては、会長の職務を代理する副会長には大倉重信大東町長を指定すること。

第4条におきましては、事務局の事務に従事する職員を表に掲げた者とする事などを内容といたしまして、4月1日に1市2町の首長により協議書が締結をされ、同日、任意合併協議会が設置をされたところでございます。

以上が報告第1号でございます。

次に、資料の10ページをお開きいただきたいと存じます。

報告第2号 掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会規約の制定についてご説明申し上げます。

この規約につきましては、任意合併協議会の組織や運営につきまして、基本的な事項について定めたものでございます。規約の制定につきましては、先ほど経過報告の中で申し上げましたとおり、3月28日に1市2町の市長、町長様により確認をされ、締結をいただいたものでございます。

それでは、11ページをお開きいただきたいと存じます。主な条項につきましてご説明申し上げます。

まず第3条では、この協議会の担当事務を掲げてございます。この協議会では、合併の是非を含めた1市2町の合併に関する協議を行うほか、合併を判断するために必要な新市建設計画の作成などを行うことを定めてございます。

第4条では、協議会の事務所を掛川市役所内に置くことを定めてございます。

第6条は会長、第7条は副会長に関する規定でございます。

それから12ページ、第8条の委員でございますが、委員は1市2町の長及び助役並びに議会が選出した議員が各4人、学識経験を有する者が12人であることを定めてございます。

第11条の小委員会でございますが、協議会には担当事務の一部について調査・審議を行う小委員会を置くことができ、この組織・運営等につきましては、会長が会議に諮り、定めるものでございます。

第12条の幹事会及び専門部会でございますが、協議会に提案する事項について協議・調整するために幹事会を設置するものでございます。さらに、幹事会には専門部会を置くことができ、その組織、運営等につきましては、会長が別に定めるものでございます。

13ページをお開きください。第14条の経費の負担でございますが、協議会に要する経費につき

ましては、均等割2分の1、人口割2分の1の割合によりまして、1市2町が負担することとしております。

第15条の監査でございますが、1市2町の監査委員各お一人に委嘱して監査することとしております。

それから第17条、報酬及び費用弁償でございます。会長、委員並びに会長が必要と認め、出席させることができる者及び監査委員につきましては、報酬及び費用弁償を受けることができるものとしており、この金額等につきましては会長が会議に諮り、定めるものとしてございます。

以上が報告第2号でございます。

続きまして、14ページをご覧くださいと存じます。

報告第3号 掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会幹事会規程の制定についてご説明申し上げます。

この規程につきましては、協議会規約第12条第3項の規定に基づきまして、協議会に提案する事項について協議・調整をするために、幹事会の設置及びその他必要な事項を定めたものでございます。

15ページをお開き願います。主な条項につきましてご説明させていただきます。まず、第2条の組織でございますが、幹事は16ページの別表に掲げてありますとおり、1市2町の助役並びに合併担当部課長の6名で構成をされております。

第3条の幹事長及び副幹事長でございますが、協議会の会長が指名する者をもって充てることを定めてございます。

それから第5条の報告でございますが、幹事会における協議・調整の経過や結果につきましては、会長に報告するというものでございます。

以上が報告第3号でございます。

次に、18ページをお開きいただきたいと存じます。

報告第4号 掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会専門部会設置規程の制定についてご説明申し上げます。

この規程につきましては、協議会規約第12条第3項の規定に基づきまして、合併の協議に関し、必要な事項について専門的に協議・調整をするため、幹事会に専門部会を設置することを定めたものでございます。

19ページをお開きいただきたいと存じます。

第3条の組織でございますが、専門部会の種類は幹事長が別に定め、第4条でその部会長及び副部会長は幹事長が選任するというものでございます。この規定に基づきまして、生活環境部会、健康福祉部会、都市建設部会など、8分野で13の専門部会を設けてございます。

それから、第6条の分科会でございますが、専門部会は必要に応じて専門部会に分科会を設置することができるものとして、その組織・運営等につきましては幹事長が別に定めることとしたものでございます。この規程に基づきまして、現在24の分科会を設けてございます。

それから、第7条の報告でございますが、部会長は専門部会における協議・調整の経過及び結果を幹事長に報告するというものでございます。

以上が報告第4号でございます。

続きまして、22ページをお開きください。

報告第5号 掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会事務局規程の制定についてご説明申し上げます。

この規程につきましては、規約第13条第3項の規定に基づきまして、任意合併協議会事務局の事務及び職員の職務等につきまして定めたものでございます。

23ページをお開き願います。

第2条では、事務局が所掌する事務について定めてございます。

第3条の組織でございますが、事務局の中には総務係、計画係及び調整係の3係を置くことを定めたものでございます。それぞれの係の事務分掌につきましては、第2項、第3項、第4項でそれぞれうたっております。

25ページをお開きください。

第4条では、事務局に配置する職員につきまして、それから第5条では、事務局長の専決事項につきまして定めてございます。

また、第6条の文書の取扱い、第7条の公印の取扱いにつきましては、掛川市の規程の例によるものとして定めてございます。

以上が報告第5号でございます。

次に、28ページをお開きいただきたいと存じます。

報告第6号 掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会財務規程の制定についてご説明申し上げます。

この規程につきましては、協議会の予算及び決算等の手続等に関し、定めたものでございます。

29ページをお開きください。主な条項につきましてご説明申し上げます。

第2条の協議会の予算でございますが、1市2町の負担金その他の収入をもって歳入とし、協議会事務に要するすべての経費を歳出とするものでございます。

それから、第3条の予算の編成でございますが、第3項におきまして、会長は、毎会計年度予算を調製するとともに協議会の会議に報告しなければならないことを定めてございます。

第4条では補正予算の取り扱いについて、それから第5条では予算の款項目の区分について定めてございます。

30ページをご覧いただきたいと思っております。

第9条の決算等でございますが、会長は、毎会計年度終了後3月以内に協議会の決算を調製し、監査に付した後、協議会の会議の認定を経なければならないことを規程してございます。

以上が報告第6号でございます。

次に、32ページになりますが、報告第7号 平成15年度掛川市・大東町・大須賀町任意合併協

議会事業計画についてご説明申し上げます。

33ページをお開き願います。

事業計画の第1点目、事業項目としての第1点目でございますが、合併協議会の開催でございます。協議会につきましては、月1回の開催を原則といたしまして、本年度10回を予定するものでございます。協議会では、合併の是非を含め、合併の方式、合併の期日、新市の名称等の項目について協議を行うほか、合併した場合の新市の姿や基本方針を示した新市建設計画を策定するものでございます。

2点目は、住民意向調査の実施でございます。新市建設計画策定の基礎資料とすることを主な目的といたしまして、新市のまちづくりの方向性などにつきまして、来月6月ですが、調査を実施するものでございます。

それから3点目でございますが、シンポジウムの開催でございます。合併問題について広く周知を図るとともに、1市2町の合併によるまちづくりについて考えていただくシンポジウムを7月から8月にかけて、1市2町それぞれ1カ所ずつ、計3回の開催を予定してございます。それから4点目でございますが、時期といたしましては来年3月から4月ごろになるかと思いますが、新市建設計画や協議結果がまとまった段階で住民説明会を開催いたしまして、住民の皆様が合併に対する判断材料を提供してまいりたいと思います。

5点目は、協議会だよりの発行でございます。協議会での協議内容を広く住民に周知するため、協議会だよりを本年度10回発行し、1市2町の全世帯に配布する予定でございます。

6点目につきましては、ホームページの開設でございます。協議会での協議内容や合併に関する情報、これらをインターネットを通じて地域の内外に発信する一方で、協議会に対する意見を広く収集するなど、情報交換を図るホームページ、これを6月1日に開設する予定であります。

それから7点目でございますが、出前講座の実施でございます。10人以上のグループの会合等で、要請があれば合併に関する基本的な知識や協議会の状況、こういったものについて、事務局職員がそれぞれ出向いて行って説明をするものでございます。

以上が報告第7号でございます。

続きまして、34ページになりますが、報告第8号 平成15年度掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会予算についてご説明申し上げます。

この予算につきましては、掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会財務規程第3条第3項の規定によりまして調製したものでございます。同項の規定により報告をするものでございます。

37ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条では、協議会の歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ3,508万9,000円と定めたものでございます。詳細につきましては、事項別明細書によりまして説明させていただきます。

39ページをお開きいただきたいと存じます。

最初に歳入でございます。市町負担金につきましては、3,508万8,000円を計上してございます。説明欄にございますように、掛川市が1,815万8,000円、大東町が919万2,000円、大須賀町が773

万8,000円を負担するものでございます。

諸収入につきましては、預金利子1,000円を計上し、歳入合計といたしましては、3,508万9,000円を計上しているところでございます。

続きまして歳出でございますが、内訳につきまして主なものをご説明申し上げます。

1款1目の協議会運営費として、報酬で140万5,000円。これは、協議会委員さんと監査委員さんの報酬でございます。13節委託料では、1,910万円。これは、新市建設計画策定並びに住民意向調査や会議録作成等の委託費でございます。14節使用料及び賃借料につきましては110万円。これは、協議会の会場の借上料でございます。

続きまして、2目の広報広聴費でございます。11節需用費で350万8,000円。これにつきましては、協議会だよりの印刷費及び文具消耗器材費でございます。13節委託料で194万6,000円。これは、ホームページの管理委託料及び協議会だよりの配布委託料でございます。

続きまして、2款総務費の事務局費でございますが、11節需用費で140万円。これは、文具消耗器材費、協議会資料の印刷等でございます。

14節の使用料及び賃借料で132万円。これにつきましては、職員のパソコン12台のリース及びコピー機の借上料でございます。

予備費で30万円を計上して、歳出合計といたしましては、3,508万9,000円を計上しているものでございます。

以上、報告第1号から報告第8号まで一括してご説明申し上げます。

榛村純一会長 報告が終わりました。これにつきまして、何かご質問とか確認事項がございましたら、ご遠慮なくどうぞ。

戸塚正義委員 掛川議会の戸塚でございますが、来月、住民意向調査を実施するという方針が出されておりますが、掛川の議会でもこのことについて議論をいたしておりますが、現在でわかっている、この意向調査の方向性、この点がもしご説明できたら説明をしておいていただきたいと思っております。

松井事務局長 それでは、ただいまのご質問にお答え申し上げます。

この住民意向調査につきましては、きょうの会議の中でも7番のその他の(2)でご説明申し上げようと思っておりました。資料の66ページになりますが、ここに住民意向調査の実施について概要を掲載させていただきました。

この方向性としましては、これから協議会がいろいろな項目を協議していくわけですが、その事前の、住民の皆様方が合併に対してどんな考え方を持っているのか、あるいは1市2町が一緒になった場合に、どういうまちづくりのイメージを掲げているのか、そういったところを基本的に調査するものでございます。

この件につきましては、またその他のところでご説明を申し上げるということでよろしいでしょうか。

榛村純一会長 ほかにございますか。水野さん。

水野 薫委員 大東の水野ですけれども、1つだけ経過報告の経緯の中といたしますか、お伺いしたいと思いますけれども。

3月5日に各市長さんあるいは町長さん、そして議長さん等の署名で確認書がございます。この経過説明の中でも触れてあると思いますけれども、一番最後に、特に確認書の中では4番目に、「1市4町が理想であるので、小笠、菊川両町に対して可能な限り呼びかけるものとする。」あるいは資料の5ページの3月5日の一番最後、3番目にありますけれども、この1市2町の任意協議会に入ると、この件はもう全部棚上げということですか。そして、あるいは3月5日以降現在までの、この確認書の4番に掲げてある件につきましてはどのような対処をなされたのか、そして今後どうするのか、お伺いをしたいと思います。

それから、先ほど戸塚さんからも質問がありましたように、6月に意向調査をやるということは、これはもう1市2町に限定をして合併に対する意向調査という意味ですか。

その辺、2点お伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

榛村純一会長 それでは、今の水野議員さんのご質問にお答えします。

まず1点目の、この任意協議会の性格、それから今までの経過からいまして、菊川町、小笠町に対しての働きかけでございますが、これは折に触れ、随時それぞれの首長が相手方にお会いしたとき、あるいは会議で同席したとき等で、一緒にやろうではないかということをお申し上げてきました。しかし、まだそういう方向まで今日の設立までに来ませんでした。

それからまた、菊川、小笠は、もう既に任意協議会を立ち上げて、5回の回数を重ねているということもありまして、かなり固く、もう2町でいきたいという意思の表明がありました。

したがって、今、黒田町村会長の立場で黒田町長さんに、1市2町と2町の調整会議というか、もう少し枠組み論だけでなく、地域の課題、テーマについて、テーマ別に1市2町がいいか、1市4町がいいか、比較・検討する機会も必要ではないかというような申し込みをいたしまして、それについて、黒田町長さんもそういう機会を設けることは必要だと思うということで、まだ具体的に、いつどこでということは決まっておりますが、2町でいきたいという意向は、菊川町さんの方が強い状況ですので、菊川町さんの了解を得て、しかるべき場所と機会をつくるべく黒田さんをお願いをしております。それで、黒田さんもそういう調整をしてくださっているものだというふうに考えております。

これについては大倉町長さんに、黒田さんがいろいろ今までの経過から、大倉町長さんが一番1市4町案を苦勞なされたわけですから、そういう経過もよくご存じですし、信頼関係もありますので、そちらに何かコメントがあるかと思いますが、またこれは大倉さんから補足していただきます。

それから、アンケートにつきましては、この任意協議会で行うアンケートでございますので、4,500通を任意に選んで、1市2町の住民・市民の方に限ってアンケートを行うと、こういうことになっておりまして、もう一つの2町の方もそういうことになっておりますので、1市4町で全部やるという形にはなっておりません。これは、この1市2町だけのことでありま

す。そうしますと、1市2町も2町の方も任意協議会をどんどんやっていけば、どんどん固まっていってしまうという心配があるわけでありますので、これについてはできるだけ、とりあえず立ち上げておいて、両方任意協議会が立ち上がったところで調整する必要があるという声が起こるのではないかと期待を持っております。

一方で、ご案内のとおり、住民発議の動きもありますので、この住民発議の動きも見ていく必要があるのではないかとこのように考えております。

以上です。

大倉重信副会長　ただいま榛村会長が水野議員の質問に対してお答えしたとおりでございまして、私もそれ以上のことは承知しておりません。

榛村純一会長　鈴木さん。

鈴木治弘委員　大東の鈴木治弘でございます。

関連をいたしまして一言だけ、できたらお伺いをしたいと。

残された期間が23カ月。市長さんがただいまおっしゃったように、菊川・小笠との合併できる時間的な期限といえますか、今の時点で、最終的にいつまでに一緒になる可能性があるのか。あるいは、いつになったらもう時間的に無理があるのか。そこら辺のお考えをお聞かせをいただければありがたいと思います。

榛村純一会長　合併の協議事項は、先ほど申し上げたように1,830項目もありますので、これをすり合わせしていくには時間はもう既に足りないくらいだというふうに解釈できます。

しかし、期限までに合併しようという気持ちが双方に強ければ調整は割に簡単にいくわけですが、そうでないと、かなりやはり、2年なり20カ月なりは必要だということを言われております。

全国的にも、そういうご質問なり、そういう状況に置かれているところはかなり多いので、過日、片山総務省大臣が17年3月に合併をすべて完了しているという条件でありましたが、それを少し緩和して、17年3月末までに合併の各議会における議決を得て、県・国の方へ上申する以降の合併の本格的な手続論は抜きに、各1市2町の議会で議決して上申できる状態をもって、17年3月まではそれでよろしいというように、約半年分猶予を与えようかという発言が出ております。この発言はまだ国会を通過しておりませんから、国会に提案して、それが認められれば、約半年間タイムリミットが延びるということになりますので、ことしの10月ぐらいまでなら間に合うと、こういうことだと思います。

まだ、しかしそれは、申し上げたように、国会を通過しておりませんから、総務大臣の発言です。しかし、総務大臣の発言とはいえ、合併の所管の大臣ですから、これはやっぱり全国情勢を考えると、ぎりぎり全部の手続が終わってしまって17年3月というと非常に厳しいということでありまして、環浜名湖構想もそれでは間に合わないということになるわけで、そういうケースが全国的に多いようです。余りそれを期待してはいけないわけで、できれば1市4町はもう少し早急に枠組み論で会うのではなくて、テーマ論で意見交換する必要があるのではないかとこのように思います。

ほかにございますか。

(発言する者なし)

榛村純一会長 それでは、協議事項もございますので、またその折、質問していただいたり、ご意見を賜りたいと思いますが、とりあえずこの報告事項はご了承いただいたことよろしゅうございますか。

(「異議なし」との声あり)

榛村純一会長 ありがとうございます。

それでは、ご了承いただいたことにいたします。

続きまして、協議事項の議案第1号 掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会会議運営規程の制定についてと、議案第2号 掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程の制定についての2件について、規約に基づき会議に諮り、定めることとなっている事項ですので、一括で提案させていただきます。

事務局、説明願います。

松井事務局長 それでは、議案第1号と議案第2号につきまして、一括してご説明させていただきます。40ページをご覧いただきたいと存じます。

最初に、議案第1号 掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会会議運営規程の制定についてでございます。

この規程につきましては、協議会規約第10条第3項の規定に基づきまして、合併協議会の会議の運営に関し、必要な事項を定めるものでございます。

41ページをお開き願いたいと存じます。主な条項につきましてご説明申し上げます。

第2条につきましては、基本方針でございます。会議の運営に際しましては、住民の意見の反映と公平かつ公正な協議の推進に努めるものとするということでございます。

第3条でございますが、会議は原則として公開することとするものでございます。ただし、会議を公開することにより、公正かつ円滑な会議の運営に著しい支障が生じると認められる場合には、会議に諮って公開しないことができる旨を定めてございます。

第5条でございますが、表決に関する規定でございます。議事につきましては全会一致で決定することを原則としておりますが、場合によっては意見が分かれることもあろうかと存じます。そのような場合には、出席委員の3分の2以上の賛成をもって決定するということを定めてございます。

第6条は、会議録の調製等について必要な事項を定めてございます。

次に、42ページになりますが、第7条会議録等の公開でございます。協議会における会議録及び会議資料につきましては、第3条の会議の公開とあわせて、原則公開とするものでございます。ただし、会議が非公開とされた場合には、この限りではないことをつけ加えてございます。

第10条、傍聴の手続でございますが、会議の傍聴者は、受付簿に氏名及び住所を記入することを義務づけております。

第11条は、傍聴を制限される者の規定でございます。会議が適正に運営できるよう、あらかじめ傍聴席に入ることができない者について、具体的な事例を示して入場を制限できるよう定めてございます。

次に、43ページになりますが、第12条につきましては、傍聴者が守るべき事項につきまして、具体的な事例を示して会議が妨害されることのないよう定めてございます。

なお、11条から15条までの規定につきましては、基本的には各議会の傍聴規則を参考にさせていただきます。

以上が議案第1号についての提案説明でございます。

続いて、46ページをお開きいただきたいと思います。

議案第2号 掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程の制定についてをご説明申し上げます。

この規程につきましては、協議会規約第17条第2項の規定に基づきまして、協議会の委員並びに監査委員の報酬及び費用弁償の額、その支給方法に関し、必要な事項を定めるものでございます。

47ページをお開きいただきたいと思います。主な条項につきましてご説明申し上げます。

第2条におきまして、委員及び監査委員の報酬の額を月額6,300円と定めるものでございます。この額は、掛川市の特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の例により定められたものでございます。また、第2項では、首長、助役、その他の常勤職員、ここでは県の職員がこれに該当いたしますが、これらの委員につきましては、それぞれ公務の一環であるということから、協議会での報酬は支給しないこととしてございます。

それから第3条につきましては、費用弁償、いわゆる旅費に関する規定でございます。協議会の職務で、1市2町の区域外に出張したときには、掛川市の規程の例により、費用弁償として旅費を支給するものでございます。

以上、議案第2号について提案説明させていただきました。議案第1号とあわせて、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

榛村純一会長 ただいま説明をいたしました議案第1号、議案第2号につきまして、ご意見、ご質問がございましたら、どうぞお願いします。

(発言する者なし)

榛村純一会長 特にございませんようでしたら、お認めいただいてよろしゅうございますか。

(「異議なし」との声あり)

榛村純一会長 ありがとうございます。

それでは、議案第1号 掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会会議運営規程の制定についてと、議案第2号 掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程の制定について、原案のとおりご承認されたことにいたします。

続きまして、議案第3号 合併協議項目についてを提案させていただきます。

事務局、説明願います。

松井事務局長　それでは、48ページになりますが、議案第3号 合併協議項目について、ご説明させていただきます。

議案第3号につきましては、今後協議会に諮っていく案件を明確にいたしまして、計画的に協議を進めるについて、あらかじめ協議すべき項目を定めておくものでございます。

49ページをお開きください。

ここで提案します協議項目につきましては、全体で25項目ございます。そのうち、事務的な項目につきましては、24番の各種事務事業の取扱いという項目で、さらに25項目に分割してございます。この協議項目の選定につきましては、ちょっとページが飛びますが、54ページと55ページ、こちらをご覧くださいと思いますが、幾つかの先進事例を参考にさせてもらって、選択をさせていただきました。また、協議が進む中で、今回お示しする項目のほかに新たに項目を起す必要がある場合、あるいは反対に不要な項目が出てくる場合も想定されますので、その折には臨機応変に対応してまいりたいと考えております。

それでは、49ページに戻っていただき、分類番号の順番に従って、協議項目の概要を説明させていただきます。

まず、1番の合併の方式につきましては、新設合併、いわゆる対等合併と言われているものでございますが、それと編入合併、こちらの方は吸収合併と言われておりますが、この2つの形態がございます。どちらの方式にするか、協議をしていただきます。このどちらを選択するかによって、合併に係る事務手続が大きく変わってくることとなります。

それから、2番目の合併の期日につきましては、住民生活への影響や合併時までの事務事業の調整期間等を考慮して定める必要がございます。また、さまざまな特例措置が定められております合併特例法の有効期限が平成17年3月31日であることにも留意する必要がございます。

それから、3番の新市の名称につきましては、新設合併の場合には新たに新市の名称を決定します。編入合併の場合には、通常は編入する市町村名となりますが、新たな名称を制定することも可能でございます。

それから、4番の新市の事務所の位置、いわゆる市役所の位置でございますが、新設合併の場合には、新たに事務所をどこにするのか、位置を決める必要がございます。編入合併の場合には、通常、編入する市町村の事務所の位置となりますが、いずれにしましても、まずは住民の利便性を優先し、そのほか交通事情、関係官公庁との関係等を考慮して決定する必要があるかと思えます。

それから、5番目の財産の取扱いにつきましては、各市町村が持っている土地、建物、債権及び債務等の財産につきまして、新市に引き継ぐかどうかを協議していただくものでございます。

6番の議会の議員の定数及び任期の取扱いにつきましては、新設合併の場合、原則として全議員が身分を失うこととなります。また、編入合併の場合には、編入される市町村の議員は身分を失うこととなります。しかし、合併後の一定期間に限り、議員の定数や任期に関しまして特例措

置が定められております。議員定数とともに、その特例措置を適用するかどうかについて協議をしていただきます。

7番の農業委員会の定数及び任期の取扱いにつきましては、農業委員につきましても、合併特例法で委員の定数及び任期に関する特例が定められておりますので、この特例措置を適用するの  
かどうかについて協議をしていただきます。

それから、8番の地方税の取扱いでございますが、個人・法人住民税や都市計画税などにつきましては、市、町それぞれ税率や均等割額、納期などが異なっている場合がございます、調整が必要となります。このため、それらの取り扱い方法につきまして協議をお願いするものでございます。

それから、9番の特別職の職員の身分の取扱いにつきましては、特別職には合併特例法による特例措置はございません。合併により失職する首長、助役、収入役はじめ行政委員会の委員等特別職の身分の取り扱いについて協議をいたします。また、特別職の給与の額に相違がある場合につきましては、その調整方法について協議をしていただきます。

それから、10番の一般職の職員の身分の取扱いにつきましては、合併前後において、職員の任用制度、給与、その他の勤務条件につきまして、不均衡が生じないように協議をしていただきます。

それから、11番の条例、規則等の取扱いでございますが、新設合併の場合は条例、規則等はすべて失効いたしますので、新たに制定することになります。編入合併の場合には、編入する市町村の条例、例規等を適用することになります。

それから、12番の事務組織及び機構の取扱いでございますが、合併後の新市の円滑な行政執行のため、事務組織や行政機構につきまして、あらかじめ基本的な考え方について協議をしていただくものでございます。

それから13番の一部事務組合等の取扱いでございますが、合併に伴って消滅する組合や、あるいは構成団体に変動が生ずる場合がございますので、その取り扱いにつきまして協議をお願いするものでございます。

それから、14番の使用料、手数料等の取扱いにつきましては、各市・町ごとに金額や徴収方法などが異なっている場合がございますので、住民間の負担の公平性に十分配慮しながら、その取り扱いについてあらかじめ調整を図っていただくものでございます。

15番の公共的団体等の取扱いについてでございますが、これは商工会議所、商工会、土地開発公社、社会福祉協議会など、行政と密接な関係を持って活動を営んでおります公共的団体について、その統合整備の基本的な方向性について協議をしていただくものでございます。

それから、16番の補助金、交付金の取扱いにつきましては、それぞれの市・町によって制度や金額が異なっておりますので、それぞれの制度の経緯、実情、内容等を踏まえ、その取り扱いについて協議をしていただくものでございます。

17番の町名・字名の取扱いについてでございますが、1市2町で重複する町名及び字名につい

て調整をしていただくものでございます。

18番の慣行の取扱いでございますが、新市のシンボルマークとなる市章や憲章、市の歌、花、木、鳥など、各種の慣行の統一について、地域の特性等に配慮しながら、その取り扱いについて協議をしていただきます。

19番の国民健康保険事業の取扱い並びに20番の介護保険事業の取扱いにつきましては、それぞれの市・町で異なっている保険税率や保険料、納期等について、調整、統一を協議していただきます。

それから、21番の消防団の取扱いにつきましては、1市2町にはそれぞれ消防団が設置されておりますが、消防団の組織、団員の身分の取り扱いなど、円滑な統合に向けた協議を行っていただきます。

それから、22番の電算システムの取扱いでございますが、合併の際、窓口サービスや行政事務の執行に支障が生じないように、電算システムの取り扱いについて協議をしていただきます。

23番の地域審議会の取扱いでございますが、地域審議会は合併特例法の中で、期間を定めて旧市町村の区域ごとに地域審議会を置くことができると規定されております。地域審議会の設置の有無につきまして、また設置する場合には構成員の定数、任期等について協議をしていただくものでございます。

それから、24番のその他各種事務事業の取扱いについてでございますが、ただいまご説明申し上げた項目以外で、住民生活に直接大きな影響を与えると思われる事項につきまして、25分野にわたりまして、それぞれ主要な事務事業について協議をしていただくものでございます。

最後に、25番の新市建設計画でございますが、新市建設計画は、合併に際し、1市2町の住民の皆様に対して合併後のまちづくりビジョンを示し、これによって住民の皆様や議会の皆様が合併の適否を判断するという、いわば新市のマスタープランとしての役割を果たすものでございます。また、合併特例法によるさまざまな財政措置につきましても、この新市建設計画に基づいて講じられることになっております。

以上の25項目が、今後、合併協議会の中で協議をお願いする項目として、あらかじめ提案するものでございます。

なお、各項目の詳細な説明につきましては、協議会に提案させていただく際に説明させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上で、議案第3号につきまして提案説明を終わらせていただきます。

榛村純一会長　ただいまの議案第3号の合併協議項目について、何かご質問、ご意見ございますか。

(発言する者なし)

榛村純一会長　特にございませんようでしたら、これを原案のとおりご承認いただくことでよろしゅうございますか。

(「異議なし」との声あり)

榛村純一会長　　ありがとうございました。

ご異議なしと認め、原案のとおり承認させていただきます。

続きまして、議案第4号 掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会新市建設計画策定小委員会設置規程の制定についてを提案します。

事務局より説明してください。

松井事務局長　　それでは、56ページをお開きいただきたいと存じます。

議案第4号 掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会新市建設計画策定小委員会設置規程の制定についてでございます。

この規程につきましては、協議会規約第11条第2項に基づきまして、新市建設計画策定のための小委員会設置に関し、必要な事項を定めるものでございます。

新市のマスタープランともいうべき新市建設計画に関する協議につきましては、協議会の中でも大きな部分を占めるものでございます。当協議会では、限られた時間の中で、新市建設計画の策定を効率的かつ円滑に進めるため、あらかじめ選任された委員によりまして、事前に調査及び審議を行うための小委員会の設置をお願いするものでございます。

57ページをお開き願いたいと存じます。規程の主な条項につきましてご説明申し上げます。

第2条では、小委員会が担任する事務について、新市建設計画策定に関し、調査及び審議を行うことを定めてございます。

第3条は、小委員会の組織に関する規定でございます。小委員会は、16名の協議会委員で組織することとし、その内訳につきましては、1市2町の助役3名と議員選出の委員が1市2町各1名ずつ。それと、県の職員の2名を除く学識経験を有する者の委員10名でございます。

第4条につきましては、委員長に関する規定でございます。小委員会に委員長を置くものとし、委員長は委員の互選によって定めることを規定してございます。

第5条は、副委員長に関する規定でございます。

第6条は、会議に関する規定でございますが、小委員会は委員長が招集し、会議は委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない旨を定めてございます。また、第3項では、委員長は会議の議長となるものとし、第4項では、会議には委員以外の者でも、必要があると認めるときは会議に出席をさせ、説明または助言を求めることができる旨を規定してございます。

第7条は報告に関する規定でございますが、小委員会における協議の経過及び結果につきましては、随時協議会に報告するものであることを定めてございます。

以上、提案説明とさせていただきます。

榛村純一会長　　それでは、ただいまの説明に対しまして、ご質問、ご意見ございますか。

(発言する者なし)

榛村純一会長　　特にごございませんようでしたら……。

水野さん。

水野 薫委員　　大東の水野ですけれども、第3条の2第1号の助役は各町、1市2町で1人ず

つは分かるのですけれども。それから、議員も1市2町から各1人とここに書いてありますけれども、第3号で学識経験が、これ10名と確か説明したと思いますけれども、割り振りというのは決まっていますか。それとも、1市2町の中で全体で学識経験者を出すのか、各市町村に割り振るのか。その辺、ちょっと説明願います。

松井事務局長　ご質問にお答え申し上げます。

ここにつきましては、県の職員の委員さんですね、2名おりますが、その学識経験を除く、すべての学識経験を有する者の委員ということで、1市2町の住民代表の方全員と、それから小櫻先生が入ります。その委員でございます。

以上でございます。

水野 薫委員　私が聞いたのは、1市とそれから2町の間、それぞれ学識経験を割り振るのか、1市2町間の全体の中から自由に選ぶのか、それを聞いたと思いますけれども。

松井事務局長　この小委員会につきましては、協議会の下部組織でございますので、委員となる者につきましては協議会の委員でございます。

以上でございます。

ここにいらっしゃる委員の中から選出をするということでございます。

学識経験者の中には県の職員のお二人も含めてございますので、そのお二人につきましては除かれるということでございます。よろしくお願いいたします。

榛村純一会長　正確に説明するんだったら、1号委員から何人、2号委員から何人、3号委員から何人とやれば一番わかるんだ。言ってごらん下さい。

松井事務局長　説明の方がまずくて、申しわけございません。

資料の1ページに名簿がございます。この中で、1号委員、2号委員、3号委員、それぞれ、これは規約の中の号の名称でございますが、1号委員の中では助役さん3名、それから2号委員の議会選出の委員さんについては1市2町からそれぞれ1名ずつということでございます。それから、3号委員の学識経験者、この中からは、除く者を申し上げますと、静岡県のお二人の委員の方を除いたすべての学識経験者ということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

榛村純一会長　ご了解いただけますか。

水野 薫委員　わかりました。

榛村純一会長　それでは、このことにつきまして、小委員会設置の規程の制定については、原案のとおりご承認していただいでよろしゅうございますか。

(「異議なし」との声あり)

榛村純一会長　ありがとうございます。

ご異議なしと認め、原案のとおり承認させていただきます。

では、続きまして、協議第1号 合併の方式についてを議題とさせていただきます。なお、先ほど議案第3号でご承認いただいた協議項目について、事前提案の原則により協議会の会議を

開催したいと考えております。これにつきましては、原則として協議を行っていただきます会議の前の協議会におきまして、事前説明をさせていただこうと考えております。

協議第1号につきまして事前説明でございますので、本日は説明を申し上げるにとどめ、次回の協議会でご協議をいただくということでございますので、よろしく願いいたします。

それでは、事務局から説明を願います。

松井事務局長　それでは、協議第1号でございます。資料の6ページになりますが、ご覧いただきたいと思えます。

市町村合併の方式といたしましては、先ほども申し上げたとおり、合併特例法の第2条におきまして、新設合併、いわゆる対等合併でございますが、それと編入合併、一般的には吸収合併と言われておるものでございますが、この2つの方式を定めてございます。今後、合併協議を進めるに当たりましては、このどちらの方式を選択するかによりまして、協議内容あるいは調整内容が大きく変わってまいりますので、今回最初の協議項目とさせていただきました。

61ページ、62ページをお開きいただきたいと思います。

2つの方式の相違点と1市2町の主要指標、それと63ページでは、最近の先進事例を列記させていただきます。

まず、61ページの新設合併と編入合併の相違点でございますが、最初の定義につきましては、特例法に規定されているものでございます。すなわち、新設合併とは、2つ以上の市町村の区域の全部または一部をもって市町村を置くことで、市町村の数の減少を伴うものと定義がされてございます。また、編入合併につきましては、市町村の区域の全部または一部を他の市町村に編入することで、市町村の数の減少を伴うものと、法律上の定義がされてございます。

以下、2つの方式の相違点につきまして、概略ご説明申し上げます。

まず、法人格についてでございますが、新設合併の場合には、合併前の市町村の法人格はすべて消滅し、新しい市町村の法人格が発生することになります。編入合併の場合ですが、編入する市町村の法人格は存続し、編入される市町村の法人格は合併と同時に消滅することになります。この法人格の原則が、以下説明させていただく項目の基本的な考え方となっております。

次の合併市町村の名称につきましては、新設合併の場合には、旧市町村の法人格がすべて消滅することから新たに定めることとなりますが、編入合併の場合には、通常は編入する市町村の名称となりますが、新たに定めることも可能でございます。

それから、事務局の位置、いわゆる市役所の位置につきましても、同様の考え方から、新設合併の場合には新たに定めることとなりますが、編入合併の場合には、通常は編入する市町村の位置となります。

次に、市町村長の身分でございますが、新設合併の場合には、すべての市町村長がその身分を失い、新しい市長さんにつきましては、合併後50日以内に選挙で選任されることとなります。編入合併の場合には、編入する市町村長の身分には変更はなく、編入される市町村長はすべてその身分を失うこととなります。

続いて、議員の身分でございますが、新設合併の場合には、原則として合併と同時にすべての議員がその身分を失い、新しい市町村による選挙で選任されることとなります。この場合、定数、任期等につきましては、合併特例法で特例が定められております。特例の内容といたしましては、設置選挙の任期に限り、法定定数の2倍まで定数を増員できる、いわゆる定数特例。それと、旧市町村の議員が、合併後2年以内の間そのまま在任できる、いわゆる在任特例がございます。

一方、編入合併の場合でございますが、編入する市町村の議員につきましては身分に変更はなく、そのまま在任することとなりますが、編入される市町村の議員につきましては、原則として身分を失うこととなります。この場合も、定数、任期等につきましては、合併特例法の中で特例が定められております。

続いて、農業委員会の委員の身分でございますが、基本的には議員の場合と同様で、新設合併の場合は、原則として合併と同時にすべての農業委員がその身分を失い、新しい市町村による選挙で選任されることとなります。この場合も、定数、任期等につきましては、合併特例法でその特例が定められております。

次に、特別職、三役等の取り扱いでございますが、新設合併の場合には、市町村の法人格の消滅に伴い、その身分を失うこととなります。ただし、教育委員会の委員、選挙管理委員会の委員、そして、固定資産評価審査委員会の委員につきましては、新しい市長が就任し、正規の手続きによる委員が選任されるまでの期間につきましては、委員を選任できる特別選任手続というものが定められております。

一方、編入合併の場合では、編入する市町村の特別職の身分に変更はございませんで、編入される市町村の特別職につきましては、すべてその身分を失うこととなります。

次に、職員の身分の取り扱いでございますが、新設合併の場合には、職員は一たん全員が失職することとなりますが、新しくできる市町村にそのまま引き継がれるということとなります。編入合併の場合には、編入する市町村の職員は在任いたしますけれども、編入される市町村の職員につきましては、全員編入する市町村に引き継がれることとなります。

次の財産及び公の施設につきましても、新設合併の場合には、合併後の市町村がそのまま引き継ぐこととなりますが、編入合併の場合には、編入する市町村が引き継ぐこととなります。

最後に、条例、規則の関係でございますが、新設合併の場合には、旧市町村の条例、規則、これらはすべて失効となり、新たに制定することとなります。編入合併の場合には、編入する市町村の条例、規則を原則として適用することとなります。

なお、対等か編入かの一般的な判断基準といたしましては、構成市町村の人口規模や財政規模等の都市的規模が大きくかかわってまいりますので、62ページの方に1市2町、それぞれの都市的規模を象徴するような主な指標を掲載させていただきました。

また、63ページには、参考資料といたしまして、最近における市町村合併の状況を新設合併と編入合併に区分いたしまして掲載いたしましたので、合併の方式をご判断いただく上で参考にいただければと存じます。

以上、協議第1号 合併の方式につきまして説明をさせていただきました。

榛村純一会長 　ただいま、合併の方式について説明をいたしました。これについては第2回の協議会でご審議いただきますので、よろしくお願い申し上げます。

この説明の内容についてご不明な点がございましたら、ご質問ください。

（発言する者なし）

榛村純一会長 　特にございませんようでしたら、これをご了承いただいて、次回の協議会で協議・決定いたしますことにしてよろしゅうございますか。

（「異議なし」との声あり）

榛村純一会長 　ありがとうございました。

それでは、ないようですので、これをお認めいただいて、次回の協議に任せることにいたします。

以上で、本日の議事はすべて終了いたしましたので、議長の任を解かさせていただきます。皆様のご協力に厚く感謝申し上げます。ありがとうございました。

栗田事務局次長 　それでは、会議次第の7番目のその他に入らせていただきます。

第1点目の協議会の会議の運営申合わせ事項についてご説明申し上げます。

資料の64ページをご覧くださいと思います。

この申し合わせ事項につきましては、今後協議会の運営を円滑に進めていく上で、あらかじめ委員の皆様にご確認をお願いしたい事項であります。

まず、1の会議の定例開催でございますが、あらかじめ日程調整をスムーズに行うため、協議会の開催日程につきましては毎月1回の開催を原則としまして、開催日は毎月第3火曜日の午後2時から定例的に開催したいと考えております。

ただし、来月6月になります。第2回目につきましては第3火曜日の調整が困難でしたので、あらかじめ第3月曜日の6月16日とさせていただきます。ご了承願います。また、9月につきましては、現在のところ開催は予定してございません。

開催会場につきましては、設営準備等の都合で掛川グランドホテルでの開催を原則にしたいと思っております。なお、第7回目は大東町文化会館シオーネでの開催を予定しております。

平成15年度の協議会開催予定日をまとめますと、中段の表のとおりスケジュールになりますので、あらかじめ予定表に組み込んでいただければありがたいと存じます。

続きまして、2の事前提案の原則でございます。協議案件、すなわち先ほど協議をしていただきました25項目の合併協議項目に関する案件につきましては、協議をしていただく前の協議会において事前に説明をさせていただき、次回の協議会で協議をしていただく、このような進め方を原則にしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

資料の65ページをお開きください。

3の提出案件の分類等でございます。協議会では、これから幾つかの議事案件がふくそうして出てまいります。提出する案件を性質別に整理分類することによって協議の対象をより明確に

し、会議の効率的な運営を図ってまいりたいと考えております。

そこで、議事は大きく、報告事項と協議事項に区分したいと思います。

まず、報告事項は報告案件として提出していくこととなりますが、これは一般的な会議での報告事項と同様に考えていただければ結構です。

その基準を具体的に示しますと、丸印のところをご覧いただきたいと思います。1点目ですけれども、協議会規約のように既に決定しており、協議会において皆様方に共通認識が必要なもの。それから2点目ですけれども、予算や事業計画、事務局規程といった規定に基づいて会長が定めた事項。3点目に、住民意識調査の結果報告といったもの。それから4点目ですけれども、報告案件の中では一番重要なことですが、協議項目に関する確認は、正式には法定協議会で行われるべきものですので、法定協議会に移行した際には任意合併協議会で協議され、確認された事項については報告案件といたしまして、法定協議会に提出し、承認を求めていきたいと考えております。

次に、協議事項につきましては、議事を協議案件と議案に区分したいと思います。協議案件につきましては、協議会で協議を行い、確認すべき項目ということで、具体的には本日の議案第3号でご承認いただきました25項目の合併協議項目に限定したものといたします。それ以外の協議事項につきましては、すべて議案として取り扱うこととします。

議案としての具体的な事例は、協議会において決定すべき会議運営規程や報酬規程、小委員会設置規程といったものがあります。

以上が、会議運営の申し合わせ事項として、ご確認を委員の皆様をお願いをしたい点でございます。

次に、2点目の住民意向調査の実施についてでございますけれども、先ほど戸塚委員さんからご質問がございましたけれども、調査の概要につきましてお知らせをさせていただきます。

66ページをお開きください。

この調査は、これから1市2町の合併について協議を進めていく上で、あるいは新市建設計画を策定していく上では、住民の意向を把握することが極めて重要になってきます。そのため、今回実施するものでございます。

調査の目的につきましては記載のとおりでございますが、調査対象者は1市2町にお住まいの20歳以上の方々のうち無作為抽出により4,500人を選び、実施するものであります。1市2町それぞれの割り振り人数については、記載のとおりでございます。

調査スケジュールにつきましては、来月6月上旬に調査票を配布しまして、中旬ごろまでに回収。その後、集計、分析を行いまして、7月中旬ごろまでに作業を完了したいと、このように考えております。

68ページの方をお開きいただきたいと思います。

設問の内容につきましては、問1から問5までは回答者の属性をとらえるものであります。問6につきましては、合併への関心度について、問7では合併に期待する効果を、そして、問8で

は合併に対する懸念について、それぞれお尋ねをしております。問9では、現状の行政サービスやまちづくりに対する満足度についてお尋ねをしております。続きまして、問10では活用すべき資源について、また、問11では新都市のイメージについて、問12では1市2町が合併した場合に優先的に取り組むべき施策についてお尋ねをしております。最後に、問13につきましては、合併に関する意見や住民のアイデア等をご自由に書き込んでいただける欄を設けてございます。

以上が住民意向調査の概要でございます。

なお、5%の抽出率でございますが、もし委員の皆様にも調査票が届きましたら、ぜひご協力をお願いしたいと、このように思っております。

その他の最後になりますけれども、(3)の次回の会議の開催についてでございますが、次回は6月16日月曜日の午後2時から、本日と同じこの会場での開催を予定しております。

開催通知につきましては、後日改めて郵送をさせていただきますので、よろしく願いを申し上げます。

以上、会議運営申合せ事項、それから住民意向調査の実施についてのご説明と次回会議のご案内をいたしました。以上につきまして何かご質問、ご意見等ございましたら、お願いをしたいと思います。

戸塚正義委員 掛川の戸塚でございます。ただいまの説明について、少しお伺いをいたします。

先ほど、次回の協議事項の中に合併の方式がございました。事前説明があったわけですが、私は、この合併の方式と、この住民意向調査、この兼ね合いが非常に重要になるのではないかと、こんな感がいたします。

したがって、この意向調査の結果が7月中旬に分析が完了となっているわけですが、この分析の完了と次回の合併の方式との協議、この辺の整合がとれるのかどうか、お伺いしておきたいと思っております。

松井事務局長 それでは、ただいまのご質問にお答え申し上げます。

アンケートの設問には、合併を対等にするのか、あるいは編入にするのかとか、あるいは合併をよしとするのかだめとするのかというような、そういう判断を求める設問はございません。といいますのは、今現在のそれぞれのまちづくりについて、住民の皆さんがどういう問題意識を持っておられるか。そして、1市2町のこういう協議会がこれから協議を進めていく中で、1市2町が合併したらどういうまちづくりを目指していったらよろしいかというようなところの、意識の上での調査でございますので、特に事務局といたしましては、合併の方式とその設問の関係につきましては、特段の関連は意識してございませんので、そのようにご理解いただきたいと思います。

戸塚正義委員 ただいまの説明にちょっと疑問を抱くわけなんです、やっぱり合併の方式、これは非常に住民も関心を持ってますし、今後のまちづくりに大変大きな影響がある。

その場合に、何をベースに考えていくかということ、いろいろあるわけなんです。今までの行政的な、事務的なものもあるでしょうし、せつかくこれだけの、4,500名からの意見聴取をして、

いわゆるこの設問の中にありますように、これからの新しい都市、新都市への期待や、そうしたものが設問に入っているわけなんですよ。そうすると、当然合併方式にもかなり影響があるのではないかと、選択肢の中に影響があるのではないかと、こういうふうには見たんですが、それは直接は影響ないということでもいいのかどうか。

榛村純一会長　それは、私から答えます。

このアンケートの性格について議論をいたしました。そのときに、1市4町がいいか1市2町がいいとか、2町という、そういう合併の枠組みのアンケートをやるべきじゃないとか、合併に賛成か賛成でないかと、そういうようなことからやるべきじゃないかという議論はありました。ありましたが、この今までの経過を踏まえて、それから菊川、小笠の立場も考え、袋井、浅羽の立場も考え、署名運動の立場も考え、それから浜岡町の立場を考えると、もう既にいろいろなことは議論がかなり成熟してきていると。

だから、改めてこの任意協においてアンケートをやる場合には、1市2町という任意協の前提で、その範囲内の4,500人にやるのだから、改めてその合併の方式や、あるいは合併の枠組みについてアンケートをやるのは、内部矛盾になってしまうわけですね、任意協、もうこれスタートするわけですから。ということで、その点はやめることにしました。

もう一つのお尋ねの、それじゃあ、編入か新設かというのはどうだという話ですが、内々のお話し合いの中では、もう新設ということをやっているわけですね。しかし、形式上やっぱりきちっと決めなきゃいけないということですから、今まで通俗的には合併を吸収か対等かという、対等と吸収という通俗的な言葉で言っているんですが、行政的にはそういう言葉がなくて、編入と新設なんですね。

ですから、そういう点でいくと、一応この1市2町の任意協議会を立ち上げるについては、既に新設でいくという暗黙のコンセンサスの中で進めているわけですから、改めてそれは問わないと、こういうことです。

栗田事務局次長　そのほかお気づきの点ございましたら。

水野委員さん、お願いします。

水野 薫委員　すみません、たびたびまたかと言われちゃ困るんですけども。

確かに会長さんおっしゃるように、この1市2町の協議会としての意向調査をするのは、これは当然だろうと思います。

でも、やっぱり考えてみますと、私もそうなんですけれども、私は1市5町論者でがちがちであったわけで、今でもそうなんですけれども。

うちの町の考え方として、住民の意向として、非常に小笠郡、ですから1市5町とか1市4町とか、場合によっては4町とかという考え方が非常に多いわけです。今だって、それが過半数を占めていますから、

ですから、任意協議会を立ち上げて、協議会を進めていくのは、やむを得ない状況はわかりますけれども、しかしそこから出すアンケート、意向調査の中には、例えば問8で「1市2町が合

併するとしたらどういったことを心配しますか」という問いがありましたら、でしたら、もしここで心配だという人は、じゃああなたはどんな選択肢が理想と思いますかぐらいの問いかけは、僕は必要だと思いますけれども。

私はやっぱり大東町の住民の物の考え方との中でいくと、ただ単にこれを突きつけて、もう1市2町ですよというので問うよりも、少しは息抜きみたいな意向調査も必要じゃないかと思いますが、その辺はいかがですか。

榛村純一会長　この1市2町の、今出ているアンケートについては、アンケートというのは、聞き方の問題とアンサーの用意の仕方です。いろいろなことが言えるわけで、むしろ誘導的ということができるんですが、決して誘導するようなことがないように。

それから、アンケートに答えてもらう人が、自分の気持ちが答えの中に書いていないということがないようにということを配慮して、いろいろな人にアンケートをやってもらって、自分の考えの答えがこの中に必ずあるというようにしたつもりですが、なお、いやこういう答えが用意されていた方がいいということがあれば、これはこれでアンサーについては、調整ができます。したがって、これを事前に皆さんにお示しして、これからアンケートをやるわけです。

ところが、これを議論したときに、アンケートというのは、皆さんもやったことはたびたびあると思いますが、4,500人の全くの素人の方や、全く合併問題を考えたことのない人にもいくわけですね。ですから余り、やって、ちゃんと読んで答えていくということを誠実にやった場合に、1時間以内でできる作業でなければ、それ以上アンケートって無理だということもあるわけです。それをもっとがんがんいろいろなことをやっちゃうと、今度は回収率がうんと落ちちゃうんですね。

だから、これはあくまで回収率50%を目標にして、それで4,500人に配られた場合に、80歳以上の人は何と答えるだろうか。クロス集計をするときに、10代ごとに区切ったんですけれども、厳密に意向が反映できるように、80歳以上というのをつくったんです。最初は70歳以上だったんですけれども、くり方を。そういうように、いろいろなクロス集計をするために、回収率を下げないために、そして、やってもらう方が答えて迷わないように、難し過ぎないようにと、いろいろなことを総合して決めたものなんです。

ですからぜひ、ご意見がおありで、こういう答えも入れるべきだ、あるいは、場合によってはこういう設問をもう一つ入れた方がいいということであれば、これはまだ余地が事務局にあるようですから、後で言っていたきたいと思いますと思いますが、一応十分研究はいたしました。

水野 薫委員　大変会長さんのお話わかるんですけどもね。

やっぱりうちの町が1年間、この合併問題を論じ合ってきたときに、非常にさっき言ったような意見が強かったことは事実です。

それで、じゃあ現実問題、こういう席で言っているが、ちょっとわからない点もありますけれども、1市2町で賛成というのは非常に少なかったわけです。でも、いろいろな流れの中で現在に至っていることは、もう、それはそれとしてやむを得ない場合もあると思います。

でも、そこでぽんと出るのに、設問として、じゃあうちの町の町民の皆さんがこういうふうに言ったのが何にも設問に出ないというのは、やっぱり考え方として、そうすれば我々も説明するときに、いや、実は浜岡さんも菊川さんも現状こういう状況でなんてことができるんですけどもね。

私はやっぱり、このアンケート調査をするんだったら、1市2町でこういうのを聞くと同時に、じゃああなたの本当の、この地域の合併のあり方はいかがですかぐらいの設問は、私は入っても不思議じゃないなと思うんですけども、もう一度お伺いしたいと思います。

榛村純一会長　それはちょっと、幹事会でちょっとそこまでは協議していなかったものですから、一応幹事会で協議させていただきます。

それで、2町はじゃあどういうアンケートをやったか、御前崎の方はどうかというようなこともありますので。それから、袋井、浅羽、森の方もそうですが、アンケートの聞き方とか答え方と、それから配る範囲、そういうものはそれぞれ影響し合うものですから、1市2町だけが他の市町村のことも予定したアンケートをつくるのがどこまで可能かというのは、ちょっと研究させていただきます。

栗田事務局次長　そのほか、よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

栗田事務局次長　それでは、ないようですので、最後に事務連絡をさせていただきます。

先ほどご承認をいただきました委員並びに監査委員さんの報酬について、支給調書への押印をお願いしたいと思いますので、議会選出の委員さんと、それから静岡県の2名の職員以外の学識経験を有する委員さんは、閉会后、誠に申しわけありませんけれども、お席の方にお残りいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

また、報酬等の振込手続に必要な債権者登録依頼書を本日お持ちの方はご提出をお願いしたいと思います。よろしく願いをいたします。

もう1点ですけれども、本日、当ホテルの駐車場をご利用の方は、お帰りの際、フロントに駐車券の提示をお願いしたいと思います。よろしく願いをしたいと思います。

それでは、皆様方におかれましては、長時間にわたりましてご熱心にご協議をいただきまして、誠にありがとうございました。

以上で、本日の日程はすべて終了をいたしました。協議に際しましてご協力いただき、誠にありがとうございました。

これで、第1回掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会を閉会とさせていただきます。本当にありがとうございました。

閉 会　午後4時06分